

日税FPメルマガ通信



2024年1月22日発行
編集:税理士 FP 実務研究会事務局
(株)日税ビジネスサービス
東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第401号

◆デジタル通貨実用化に向けた第一歩「デジタルルピー」の仕組みについて解説する

インド政府は 2022 年 2 月にデジタルルピーを 2023 年から 2024 年 3 月中に導入することを表明しました。

各国の中央銀行が中央銀行デジタル通貨(CBDC)の発行を進める中で、人口が中国を上回り世界最多となると予想されているインドが発行するデジタルルピーは、注目を集めています。

今回は、デジタルルピーの概要とその仕組みについて解説します。

1. デジタルルピーとは

ルピーとは、インドやパキスタン、スリランカ等で使用されている通貨のことで、デジタルルピーとは、インドの中央銀行であるインド準備銀行(RBI)が導入を支援している中央銀行デジタル通貨(CBDC)のことです。

2. 2024 年 3 月までにデジタルルピーの導入を発表

2022 年 2 月にインド政府は、デジタルルピーを 2023 年 4 月から 2024 年 3 月中に導入することを表明しました。

インド準備銀行はかねてからデジタルルピーの開発を進めており、銀行間決済用の「ホールセール型」と、個人や事業者間の小口決済用の「リテール型」両方のテストを開始。またインド政府は、すでにデジタルルピーを法定通貨とみなすために、インド準備銀行法の改正を終えています。

さらにインド内で普及しているデジタル決済システム、UPI を通じた暗号資産取引も禁止となりました。

3. デジタルルピー発行の目的

デジタルルピー発行の目的は「印刷や輸送、保管、流通などの現金に関するコストを削減すること」、そして「国民の安定したデジタル通貨の需要に応えること」の 2 点です。

インドではデジタル決済の普及が進んでいますが、給料の現金支給率が 40%超と高いこと、またモバイル端末の普及率や口座保有率が高いにもかかわらず、デジタル決済を利用しなかった割合が高い傾向がある、などの理由で、現金流通に関するコストが割高であることが推察されます。

またインドは 2021 年時点で 7.3%相当(約 1 億人)が暗号資産を保有していたことから、インドの金融システムや通貨主権への悪影響に対する懸念があり、かねてよりインド独自の CBDC の導入が求められていました。

4. デジタルルピーの仕組み

デジタルルピーに関する詳細はまだ明らかになっておらず、デザインや開発状況はまだ明らかになっていません。

ただデジタルルピーはインド準備銀行が発行者となって、ブロックチェーン上で国民の利用情報を記録・管理することが可能です。

また暗号資産とは異なり、中央銀行が管理して、商業銀行の現金と自由に交換できると言われています。

国営のデジタルウォレットを提供して、政府が利用者の取引情報をより捕捉しやすくすることも検討されているようです。

5. デジタルルピーの課題

デジタルルピーは今後どのように国民に普及させるかが鍵になるでしょう。

すでにインドでは UPI や e-RUPI(e ルピー)などの決済システムがあり、UPI にいたっては利用者へのキャッシュバックなどの政策効果によって全デジタル決済件数の 63%まで普及が進んでいます。

また e-RUPI は、国民ID「Aadhaar」と携帯電話等を紐づければ、銀行口座やインターネット環境がなくても、政府から給付金や補助金等を受け取れる仕組みが整っています。

こうしたすでに利便性の高い決済システムがある中で、デジタルルピー固有の優位性を持たせることが重要になります。

6. まとめ

すでに欧州中央銀行(ECB)や中国も CBDC を発行する見通しであることを表明しており、こうした流れがデジタルルピーの発行を急がせたと考えられています。

仮に予定通り 2023 年 4 月から 2024 年 3 月中に導入されれば、現時点では主要国の中では中国に次ぐ 2 番目の規模になるでしょう。

デジタルルピーの導入は、CBDC の導入が主要国にも本格的に拡大し始めたことを意味しています。

<著者プロフィール>

福田 猛 氏

ファイナンシャルスタンダード株式会社 代表取締役

大手証券会社入社後、10年間、1,000人以上の資産運用コンサルティングを経験。2012年IFA法人であるファイナンシャルスタンダード株式会社を設立。独立系資産運用アドバイザーとして数多くのセミナーを主催し、幅広い年齢層の顧客から支持を受け活躍中。

著書に「金融機関が教えてくれない 本当を買うべき投資信託」(幻冬舎)がある。

2015年楽天証券IFAサミットにて独立系ファイナンシャルアドバイザーで総合1位を受賞。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

経済金融情報メディア「F-Style」:<https://fstandard.co.jp/column/>

“F-Style”とは？

人々の暮らしと密接に関わる「お金のヒミツや仕組み」を、より分かりやすくお伝えする経済金融メディアです。